

社会保険に加入していますか？

(社会保険：雇用保険・健康保険・厚生年金保険)

☆神奈川県発注工事受注者の皆様へ☆

神奈川県が発注する工事では、社会保険未加入の建設業者は入札に参加できません。

(平成27年4月1日以降公告・指名する工事から適用しています。)

① 県発注工事の入札参加条件

条件付き一般競争入札で発注する全ての工事、及び「いのち貢献度指名競争入札」で発注する全ての工事において、入札に参加する場合は、社会保険に加入済みであることを条件としています。

② 社会保険未加入業者との一次下請契約締結の禁止

下請金額にかかわらず、社会保険未加入業者との一次下請契約を禁止します。

③ 社会保険未加入業者と一次下請契約を締結した元請業者へのペナルティー

上記工事において、社会保険未加入業者との一次下請契約を行った場合は、以下のペナルティーが課されます。

- ・ 制裁金(当該社会保険未加入業者との下請負金額の10%)の徴収
- ・ 指名停止措置及び工事成績評定の減点

【※ 平成27年4月から、②について、条件付き一般競争入札で発注する工事においては、下請金額の総額が3,000万円以上(建築工事は4,500万円以上)の場合に社会保険未加入業者との一次下請契約を禁止していましたが、平成28年4月から公告・指名する工事は、この金額要件を撤廃しました。】

《問い合わせ先》

(入札参加について)

神奈川県県土整備局事業管理部 県土整備経理課 入札制度グループ 電話 045-210-6092 (直通)

(社会保険未加入対策について)

神奈川県県土整備局事業管理部 建設業課 調査指導グループ 電話 045-285-4245 (直通)